

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの認定
根拠法令及び条項		建築基準法第55条第2項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定（許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざる得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため）
	参考事項	<p>解釈文書等</p> <p>「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和52年10月31日 住指発第778号）</p> <p>「第一種住居専用地域内における三階建住宅の高さ制限の緩和について」（昭和59年4月19日 住街発第35号）</p> <p>「建築基準法質疑応答集」（第一法規 平成元年）</p>
	設定等年月日	年 月 日設定（年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日
	設定等年月日	平成16年4月1日設定（年 月 日最終変更）